

○本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付要綱

平成30年3月27日

告示第103号

(目的)

第1条 この要綱は、人口減少・高齢化の進展が顕著な既成市街地において、本庄市まちなか再生宅地開発補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、定住化の促進及び人口流出を抑制するため、予算の範囲内において、官民連携により良好な住宅用地の供給及び優良な公共施設の整備を進めることで、居住の誘導を図り、もって、まちなか再生を推進することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、本庄市補助金等交付規則（平成18年本庄市規則第43号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 既成市街地 本庄市立地適正化計画（平成30年3月策定）に定める本庄駅周辺居住誘導区域及び児玉駅周辺居住誘導区域

(2) 事業者 宅地開発地の造成事業を行い、築造された公共施設を帰属等により市に引き渡す者

(3) 宅地開発地 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等の関係法令等の基準を満たす開発行為のうち、マンション及び一戸建て住宅用地で、新たに3戸以上の分譲を目的として形成される一団の土地

(4) 公共施設 事業者が整備する宅地開発地内の道路、側溝等であって次に掲げる要件を全て満たし、かつ、市が引渡しを受ける公共の用に供する施設

ア 敷地に接する道路は袋路状でないこと。

イ 公道から公道若しくは避難用通路、公園等災害時に避難することが可能な恒久的な施設に接続し、かつ、その施設が他の公道に接続していること。

(5) 基礎額 宅地開発地内の土地評価証明書における土地の所在ごとの参

考評価額宅地 m^2 当の額を地積で乗じた額の合計額を当該宅地開発地面積から宅地開発地内の市有地面積を減じた面積で除した額（小数点以下切り捨て）
（補助事業者）

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1） 市税を滞納していないこと。
- （2） 本庄市暴力団排除条例（平成24年本庄市条例第20号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にあり、若しくはそれらに関連する団体でないこと。

（補助対象用地）

第4条 補助金の交付の対象となる用地は、事業者が既成市街地内に整備し、市に引き渡す公共施設に係る用地で建築基準法第42条第2項による境界線までの道路後退用地を除く部分とする。

（補助額）

第5条 補助金の額は、基礎額に補助対象用地の面積から宅地開発地内の市有地面積を減じた面積を乗じ、0.7を除した額（1,000円未満切捨て）とし、1事業につき2,000万円を限度とする。

（事前協議）

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、あらかじめ宅地開発地の造成事業（以下「補助事業」という。）を行う前に、本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長と協議しなければならない。ただし、都市計画法第32条の規定による開発行為の協議を行う事業について補助を受けようとするときは、一部の書類の添付を省略できるものとする。

- （1） 宅地開発地の案内図（別表の作成要領による。）
- （2） 宅地開発地の土地の公図の写し（別表の作成要領による。）
- （3） 宅地開発地の土地の登記全部事項証明書の写し
- （4） 宅地開発地の土地の求積図（別表の作成要領による。）
- （5） 宅地開発地の現況図（別表の作成要領による。）

- (6) 宅地開発地の土地利用計画平面図（別表の作成要領による。）
- (7) 宅地開発地の排水施設計画平面図（別表の作成要領による。）
- (8) 宅地開発地の道路横断図（別表の作成要領による。）
- (9) 宅地開発地の排水施設構造図（別表の作成要領による。）
- (10) 宅地開発地の道路・排水施設の計画縦断面図（別表の作成要領による。）
- (11) 現況写真

2 市長は、前項の協議があったときは、その内容を審査し、協議の結果を本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付事前協議結果通知書（様式第2号）により事業者へ通知するものとする。

3 前項の通知を受けた事業者は、施工区域、区画の形状及び道路の形状を変更しようとする場合又は施工の予定年度を変更しようとする場合は、本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付変更事前協議書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする理由を示す書面
- (2) 変更事項の新旧対照表
- (3) 変更箇所が確認できる図面

4 市長は、前項の協議があったときは、その内容を審査し、協議の結果を本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付変更事前協議結果通知書（様式第4号）により第2項の通知を受けた事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者は、事業に着手する30日前までに本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、都市計画法第29条の規定による開発行為の許可を受けた事業（以下「開発許可事業」という。）について補助を受けようとするときは、一部の書類の添付を省略できるものとする。

- (1) 宅地開発地の案内図（別表の作成要領による。）
- (2) 事業者の住民票の写し（法人にあっては、法人の登記全部事項証明書）

- (3) 参考評価額宅地 m^2 当の額を記載している土地評価証明書
- (4) 本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付事前協議結果通知書の写し
- (5) 宅地開発地内権利者一覧（様式第6号）
- (6) 事業の施行等の同意書（様式第7号）
- (7) 宅地開発地の土地の公図の写し（別表の作成要領による。）
- (8) 宅地開発地の土地の登記全部事項証明書の写し
- (9) 宅地開発地の土地の求積図（別表の作成要領による。）
- (10) 宅地開発地の現況図（別表の作成要領による。）
- (11) 宅地開発地の土地利用計画平面図（別表の作成要領による。）
- (12) 宅地開発地の排水施設計画平面図（別表の作成要領による。）
- (13) 宅地開発地の道路横断図（別表の作成要領による。）
- (14) 宅地開発地の排水施設構造図（別表の作成要領による。）
- (15) 宅地開発地の道路・排水施設の計画縦断面図（別表の作成要領による。）
- (16) 現況写真
- (17) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（決定の通知等）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付（不交付）決定通知書（様式第8号）により申請した事業者へ通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合には必要があるときは、当該補助金の交付決定に条件を付することができる。

（変更又は中止）

第9条 前条の決定を受けた事業者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、本庄市まちなか再生宅地開発補助金変更（中止）申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の決定の変更又は取消しを決定し、本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付決定変

更（取消）通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、変更を承認する場合に必要なときは、当初の交付決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。

（実績報告）

第10条 事業者は、工事が完了した日から起算して15日以内に本庄市まちなか再生宅地開発補助金完了実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、開発許可事業については、一部の書類の添付を省略できるものとする。

- （1） 公共施設引渡書（様式第12号）
- （2） 宅地開発地の案内図（別表の作成要領による。）
- （3） 宅地開発地の土地の公図の写し（別表の作成要領による。）
- （4） 公共施設の新旧対照図
- （5） 宅地開発地の土地の求積図（別表の作成要領による。）
- （6） 道路管理者と協議を行った出来形図
- （7） 登記嘱託申請書に必要な書類
- （8） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告があったときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付額確定通知書（様式第13号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、本庄市まちなか再生宅地開発補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により交付決定者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成30年4月1日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第6条、第7条関係）

図面等作成要領

図面名称	縮尺	明示する事項	備考
1 案内図	2,500分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 宅地開発地区域（朱書）	作成者記名押印
2 公図の写し	600分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 宅地開発地区域（朱書）	
3 求積図	500分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 座標一覧	座標法による作成者記名押印
4 現況図	2,500分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 地形（標高差2mの等高線、BMの位置と高さ、縦横断面線（20m方眼線）の交点と高さ） (4) 宅地開発地区域（朱書） (5) 開発区域内及び周辺（2	作成者記名押印

		0 m程度) の公共施設の状況	
5 土地利用計画平面図	1,000分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域の境界 (朱書) (4) 公共施設の位置及び形状 (5) 予定建築物等の敷地の形状 (6) 予定建築物等の用途 (7) 公益的施設の位置 (8) 道路の位置、形状、幅員及び勾配 (9) 道路・排水施設の縦断測点 (10) BMの位置及び高さ	作成者記名押印
6 排水施設計画平面図	500分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 排水区域の区域界 (4) 排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法 (管径)、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	作成者記名押印
7 道路横断図	50分の1以上	(1) 縮尺 (2) 路盤・基層・表層の構成 (3) 道路側溝の位置、形状及び寸法 (4) 埋設管の位置、形状及び寸法	作成者記名押印
8 排水施設構造図	50分の1以上	(1) 縮尺 (2) 排水施設構造詳細図 (開	作成者記名押印

		渠、暗渠、落差工、人孔、雨水柵、吐口等)	
9 道路・排水施設 の計画縦断面図	H : 100分の1以上 L : 500分の1以上	(1) 縮尺 (2) 測点 (3) 単距離 (4) 追加距離 (5) 地盤高 (6) 計画高 (7) 勾配 (8) DL (基準線) (9) 人孔の記号種類、位置、管径、土被り、管底高	測点距離は標準として20m 作成者記名押印